

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 6 月 定 例 会 ——

平成22年6月25日（金）

開催日時 平成22年6月25日（金） 午前10時00分～午前11時16分

開催場所 市役所5階505会議室

出席委員 伊藤文代委員長
吉田昌子委員長職務代理者
荒畑忠弘委員
森井良子委員
阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長
内野雅晶教育部理事兼指導課長
有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）
阿部和生教育庶務課長
鶴巻好生学務課長
永田達也学務課長補佐
市川清学校給食センター所長
白倉克彦指導課長補佐
阿部裕生涯学習推進課長
小島淳生体育課長
深谷達中央公民館長
松原悦子中央図書館長
島川浩一教育部参事
谷口雄鷹指導主事
佐藤晴美指導主事

書記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事
傍聴者 3名

午前10時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会6月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、森井委員及び私、伊

藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）、協議事項（1）、議案第14号及び議案第15号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）市議会6月定例会について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）市議会6月定例会についてを報告いたします。

市議会6月定例会は、6月8日から29日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

はじめに、資料No.1をごらんください。議会初日の6月8日に「通常学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員の配置を拡大することについて」の請願が採択されました。

次に、6月9日から11日までの3日間には一般質問がございました。一般質問は23人の議員から60件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、19件ございました。これらの内容につきましては、資料をご確認ください。なお、資料には、市長が答弁されたもののうち、教育委員会に関連する部分につきましても、抜粋して記載してございます。

6月15日には、総務委員会が開催されましたが、教育委員会に関連する事案はございませんでした。

また、6月16日に開催された生活文教委員会では、「学校図書館支援事業について」の所管事務調査が行われました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）平成２１年度中学校給食費会計収支報告について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（２）平成２１年度中学校給食費会計収支報告についてを報告いたします。資料No.2をごらんください。

本件は、６月４日に３名の監査委員により「平成２１年度中学校給食費会計収支決算書」と諸帳簿及び証拠書類等を監査していただき、承認されたものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）萩山公園・東部公園のプールの一般開放について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（３）萩山公園及び東部公園プールの一般開放についてを御説明いたします。資料No.3をごらんください。

今年度のプール開始は、両プールとも７月１０日（土）で、萩山公園プールは８月３１日（火）までの５３日間、東部公園プールは９月５日（日）までの５８日間を一般開放いたします。

開設時間は、萩山公園プールが午前９時３０分から午後５時まで、東部公園プールが午前９時３０分から午後５時３０分までとなっております。なお、７月１２日（月）から１６日（金）まで、及び東部公園プールの９月１日（水）から３日（金）の間は、午後１時からの開設となります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.4をごらんください。

〔Ⅰ〕は、金３万円を、株式会社日立自動車教習所様より、育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金50万円を、社団法人茶道裏千家淡交会様より、育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

〔Ⅲ〕は、囲碁・碁石1セットを、匿名希望の個人の方より、公民館への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

この場をお借りして御礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.5をごらんください。

今回、報告いたしますのは、9件で、いずれも例年承認しているものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（5月分）について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（5月分）についてを報告いたします。

5月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、お願いいたします。

○内野教育部理事

私からは事故報告Ⅰ（5月分）について、資料No.6に基づき御報告をさせていただきます。

まず交通事故につきましては、学校管理下で1件、管理外で2件ございました。

②につきましては、これは登校中の管理下の事故でございます。中1女子生徒が右折してきた乗用車と接触し、右腕に打撲を受けたため、救急車で病院に搬送されました。幸い治療の必要はな

いという診断で、3校時から授業に出ることができております。

続いて、③の中学校での管理外の交通事故につきまして、中学校2年生男子生徒が雨天時に横断歩道で乗用車と接触したものでございます。傘を差し、見通しも悪かったこともありますが、このドライバーは生徒が横断しないだろうと思ひ込み、接触にいたっております。主なけがは右ひじの裂傷でございますが、当初は字を書くことと、食事をとる面で支障が生じておりましたが、現在は学校生活に支障はございません。

続いて一般事故でございます。今月は特異な事故がありますので、御説明をいたします。

⑥でございます。この事故につきましては発生の状況が特異なことと、また重大なけがに発展する可能性が高い状況でもあることから、再発防止のために原因を分析する必要があるとございます。

小学校6年生児童が、昼休みの清掃時間中に、下駄箱の上に乗る、隣の下駄箱に跳び移る際に背中から落下したものでございます。けがは、後頭部の打撲と診断されましたが、CT検査の結果、幸い異常なしとのことでございます。

下駄箱の上に乗る必然的な理由はなく、まして跳び移る理由などもございません。原因究明にかかわり、当該児童の行動特性等について、担任をはじめ、関係者は保護者や前年度までの担任等から改めて説明を受け、把握しておく必要があるとございます。

また、管理上の問題といたしましては、当時の清掃場所の教員の監督が適切であったのか、また学級経営上、生活のきまり等の徹底がどのような状態であったのかなど、この事故の発生につながるさまざまな要素を分析する必要があるとございます。このことに関しましては、当該校の校長は改めて児童の安全管理体制を見直し、指導の徹底を図っております。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。

○吉田委員

それでは資料No.2、平成21年度中学校給食費会計収支報告について、お尋ねしたいと思います。

この表を見ておりますと、過年度分給食費という欄がございます。これの未収入額が、実は一昨年度は363万9,936円でしたが、昨年度は453万3,690円というふうに、非常に増えております。これは恐らく年々増えていくものではないかと懸念されてますが、これに対する何か対策というものを考えてでしたらお答えいただきたいと思えます。

それからもう一点は、前年度繰越金ですが、一昨年度は28万4,410円だったものが、昨年度の繰越金が100万2,687円とかなり増えております。これは何か原因があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○市川学校給食センター所長

それでは、最初に過年度分の給食費についてお答えさせていただきたいと思います。過年度分の給食費で、453万3,690円とございますが、これは平成17年度から、4年間の分でございます。すごく増えたということではありますが、年度によって未納額が上下いたしますので、トータル的には多くなってきております。

その対策でございますが、学校で現年度について頑張ってくださいまして未納をなくしていただいています。その後、給食センターで5年間追いかけます。5年間のうちに何とかしたいと思い、戸別訪問やあるいは電話しておりますが、なかなか本人に会えない状況ですが、今後も、5年間はきちんと追いかけて未納を少なくしていきたいと思っております。

それから、もう一点でございますが、繰越金が前年度と比べて多いということもございます。確かに約70万円ほど平成21年度は増えましたが、この原因でございますが、昨年9月から11月上旬にかけて、新型インフルエンザが大変流行しました。毎日のように学級閉鎖及び学年閉鎖がございました。牛乳ですとか、乾物類はその次の日とか、使いまわしができましたので、その辺の使いまわし部分で多少給食費に余裕が生まれまして、それで残が多くなったものと思われれます。

以上でございます。

○吉田委員

給食費の未収入分の回収ですが、毎年恐らく同じような形で保護者の方々にお願いに伺っていると申しますが、それでも4年5年というふうに過ぎていってしまうから、これからさらに何かもっと違った形での保護者との接触、回収に対して考えていただければいいと考えております。よろしく願いいたします。

○市川学校給食センター所長

御意見を伺いました。今後も検討して、なるべく少なくしたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

すみません、私の方から。先日学校訪問の最後に給食センターを、教育委員で見学をさせていただきました。その際に食材費も値上がりしている昨今、献立に影響しないかとか、苦しいのではないかという御質問が委員から出ました折に、今年はインフルエンザによる休校などあり、都から承認された上で牛乳をもう一度翌日に使うことができたので、その分費用が浮いた、それを献立に反映させることができたとうかがったのですが、それでもなおかつ残ったということなのでしょうか。

○市川学校給食センター所長

そういうことです。

○伊藤委員長

わかりました。

ほかに御質問ございますか。

○森井委員

給食のことについて伺いたいと思います。今、委員長がおっしゃったように、給食センターを視察させていただいた折に、残食がたくさんあったのが気になりましたけれども、残食の処理については業者の方に引き取っていただいて、堆肥等に再利用しているということを伺いましたが、残食自体を減らすような努力がされているのであれば、伺いたいと思います。

○市川学校給食センター所長

残食を減らすのは永遠のテーマとっております。まず献立の工夫が第一だと思っております。残食の多いのが和食系です。食べてほしい献立なのですが、和食の残食は多いようです。献立の工夫もありますが、学校で給食の時間に担任の先生なりが食べるよう促したり、先生からおかわりをどんどんさせていただいて、もう一口食べなさいと言っただけであれば、残食も減ると思えます。共同調理場運営委員会の委員さんからも出ておりますので、なるべく先生方に指導をしていただいて、残食を減らしていきたいと考えております。

以上でございます。

○内野教育部理事

食育の観点から申し上げますと、子どもは家庭の影響を受け、偏食になることがあります。そういった点では栄養のバランスのとれた給食をきちんと食べることにより好き嫌いなく食べることができるようになり結果的に残渣が減ることが期待できると思っております。

○伊藤委員長

よろしく申し上げます。ほかに。

○荒畑委員

教育長報告事項（１）市議会６月定例会についてというところでございますが、質問内容３の佐野郁夫議員、また質問内容１４の宮寺賢一議員の質問と関係ございますので、そのことについてちょっと申し上げたいと思います。

それは全国学力調査と土曜授業についてのことで、一応私の考えということで、今後教育委員会の事業を実施していく上で参考にさせていただければというふうに思います。

一つが、全国学力調査、のことでございますが、小学校6年生と中学校3年生を対象にした全国学力調査が4月20日に行われました。参加校は今年度から全校ではなく抽出方式に変わりました。抽出にした理由は経費節減、つまり財政的な問題のほか全員調査で学校の成績が明らかになると過度の競争をあおるといったことのようなのです。しかし参加校は抽出率としては3割にされたが、自主参加校が多く出てトータルで7割を超えました。

全国学力調査は、教育水準を確保し、各学校の教師・児童・生徒が取り組むべき課題を明らかにすることにより教師の授業改善、児童・生徒一人ひとりの学力を伸ばすための目安とするのが本来の目的であって、競争をあおることではないと思います。

ですから、これからは教育の成果や課題をしっかりと把握して、地域や保護者の皆様に情報を公開するという意味で、非常に大切なことだと思います。自分の考えとしましては、やはり抽出方式ではなくて、全校参加方式で教育再生のためにやっていただきたいと思います。これは小平市教育委員会だけで云々という問題ではないのですが、そういった考え方があるということが一つです。

それからもう一つ、土曜授業につきましては、これは1月14日付で、公立の小・中学校の土曜授業を東京都教育委員会が容認する方針を打ち出したということで、小平市でも行われていると思いますけれども、私は常々日本の伝統文化歴史を大切に、また心のふるさとづくりとか、人に対する感謝とか、勤勉努力をすること、創意工夫、儉約、社会貢献をしていくということは、いろいろな子どもさんたちのキーワードに考えております。

子どもさんたちの健全育成を図っていくために、学校、家庭、地域が一体となって、開かれた学校づくりに邁進していくためには、土曜日の授業は大変意義深いのではないかと考えております。

教員の振り替え休日の問題、実施のあり方、学校の実態に則した対応とかいろいろ検討課題はあると思いますが、ぜひ積極的に土曜授業を取り上げていただくような方向で検討していただければ、子どもさんにとっても非常にいいのではないかとこのように思います。

こういった市の質問内容がヒントとなりまして、そんな考えを持ちましたので、参考にしていただければということで申し上げました。

以上です。

○伊藤委員長

ほかの委員の皆さんからは。

○森井委員

私も同じく、教育長報告事項(1)の、質問内容16、小・中連携のことについてのご質問の中の、市のスクールソーシャルワーカー活用事業について伺いたいです。不勉強で申しわけありませんが、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの違いについて、もう一度説明をしていただきたいのと、ここには、小平市第六中学校と校区内の小平第七小学校に派

遣しているスクールソーシャルワーカーで、ある程度の成果は出るものというふうに書かれておりますけれども、そのことについて、いつから行われていて、どのような成果が現在表れているのかについて伺いたいと思います。

○伊藤委員長

すみません、先ほどの荒畑委員の御意見に関して。

○内野教育部理事

まず国の学力調査についてですけれども、今年は抽出型になりました。3割実施ということで、全国で平均して3割ということでございます。全く実施していない自治体もありますので、小平市の3割の学校が実施したわけではございません。

国の教育施策への資料という点で、サンプル調査でもよいのではといった要素も含まれていると聞いております。

しかしながら、委員が御指摘のように、子どもの学びの点ですとか、様々な個別の課題を把握する利点もございますので、やはり全校調査が意味のあるものと、とらえております。

小平市につきましては、抽出校以外の学校も自主的に実施いたしました。抽出校と非抽出校を合わせた実施状況は、東京都では66.2%ですけれども、小平市は100%実施でございます。この点につきましてはデータ集計上のちょっとしたマジックみたいなものがございます。抽出校以外の学校について問題用紙が要りますかというお尋ねが国から市にありまして、その回答状況が実はそのデータなのです。現実的にはそれほど取り寄せていないのだと私は意外な感じがいたしました。

そういった点で、小平市は積極的に子どもの一人一人の学びのために授業や学習に役立つように全校分の問題を取り寄せました。実際にA問題、B問題という形で国の調査と同様に実施した学校もございますし、また授業等で活用しております。

新聞報道で100%実施の自治体がクローズアップされていましたが、実施の形態が家庭での宿題で活用したということも含まれておりまして、それはちょっと違うのではないかと思います。この国の調査につきましては、やはり子どもに視点をおいて、検討していくべき課題ではないかと思っております。

また、土曜授業につきましては、学校週5日制の趣旨が既に浸透している中で、東京都から月に2回までは実施することが可能である旨の指針が示されたものです。学校週5日制で子どもの受け皿として、土曜日の青少対の活動ですとか、地域スポーツなど、社会全体として取り組み、定着してきた経緯があります。

そういった中で、学校が土曜授業を始めますと言ったことで、どのような影響が出るかについては慎重な議論が必要でございます。また委員が御指摘のように、開かれた学校ですとか、地域と連携した教育という視点では、土曜日の教育活動が活性化することは意義あることと思っております。

私からは以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、森井委員のスクールソーシャルワーカーについての御質問に対して。

○島川教育部参事

スクールソーシャルワーカーにつきましては、不登校対応を中心といたしまして、家庭や地域社会といった児童・生徒を取り巻くさまざまな環境の改善というところに光を当てて、業務をしていただいているところでございます。子どもだけではなくて、子どもを取り巻く環境の改善を図るのがスクールソーシャルワーカーでございます。

それに対して、スクールカウンセラーは児童・生徒の心理面に直接働きかけるカウンセリングを中心に対応しているところでございます。

成果につきましては、小平第六中学校、小平第七小学校地域に現在派遣をしているところですので、兄弟関係を含めまして小・中連携の視点ももち、対応しているところでございます。年数を重ね、スクールソーシャルワーカーに対する相談件数が増えてきているという報告をいただいているところでございます。

以上です。

○森井委員

その事業は実施されて何年になるのですか。

○谷口指導主事

スクールソーシャルワーカーを導入したのが平成20年度ですので、今年度で3年目を迎えます。それから、先ほど島川参事より成果の報告がありましたが、追加いたしまして、関係機関との連携の強化が、このスクールソーシャルワーカーが入ったことによって図られたということが一つ学校から挙げられております。

またスクールソーシャルワーカーの校内委員会への参加により、情報交換の活性化が図られたということも学校から報告を受けております。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは、ほかに御質問、御意見ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、私の方からは2件お伺いしたいと思います。

1件は移動教室の施設についてと、2件目は環境教育についてです。

1件目の移動教室の施設ですが、前回の定例会で小・中学校の移動教室の予定が報告されましたが、その際、八ヶ岳の施設のことも話題となりました。それで、その際お聞きすべきところを今回になってしまって恐縮ですが、移動教室の施設、小平市は一部小金井市の施設を利用し、あと自前の八ヶ岳山荘を利用しておりますが、他地区では民間施設の利用などもしていると伺っております。多摩地区に限ってでよろしいですから、他地区の施設利用の様子がわかりましたら、お伺いできないでしょうか。

○鶴巻学務課長

26市の移動教室の実施状況について、どの施設を使っているのかお答えいたします。

まず市の施設を使っているところがございますが、小平市と同じように民間施設とあわせて使っている市もございますが、それが12市でございます。そして、民間施設のみを使っているのが14市。あわせて26市ということになっています。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

このことに関して御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、2件目の環境教育についてですけれども、今月は環境月間で、東京都教育委員会からも「CO₂削減アクション月間」ということが提案されて、小平市の学校でもさまざまな取り組みが行われていると思います。そういった小平市の小・中学校の環境教育の取り組みの進捗状況、また東京都教育委員会から示されました環境教育カリキュラムの今後の活用などについて、お伺いしたいと思います。

○佐藤指導主事

「CO₂削減アクション月間」につきましては、児童・生徒の地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めることをねらいとして、6月中に7日間チェックシートを用いてCO₂の削減に向けた取り組みを行うこととしております。

昨年度までは、小学校5年生が中心となった実践でしたが、今年度から小学校5年生及び中学校1年生を中心とし、チェックシートを活用し環境に配慮した行動の実践を行っております。

小平市としましては、東京都で示されたCO₂削減チェックシートまたは、小平市の環境保全課で作成されております、「地域エネルギービジョン概要版」のチェックシートを活用し、学校で7日間のCO₂削減に向けた取り組みを実践していただいております。

また、環境教育カリキュラムの活用方法についてでございますが、先日の5月の校長・副校長

合同会議にて提示いたしまして、教科等の指導案をもとに本カリキュラムの活用方法について周知いたしました。

各学校での活用が図られるよう働きかけを行っておりますが、今後各学校のカリキュラムの活用の状況、それからCO₂削減アクション月間の取り組みの状況、環境教育の実施状況等を把握し、必要に応じて指導助言を行ってまいりたいと考えております。

○伊藤委員長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは以上で、(1) から (6) までの教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第12号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第12号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

主な改正点といたしましては、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）」等が一部改正されたことに伴い「小平市立学校出勤簿整理規程」の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、お願いいたします。

○内野教育部理事

「小平市立学校出勤簿整理規程」の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）」等が、平成22年4月1日に一部改正され、「短期の介護休暇」が新設されました。

これに伴い、「小平市立学校出勤簿整理規程」の別表に「短期の介護休暇」の規定を加えるものでございます。

なお、短期の介護休暇制度は配偶者または二親等以内の親族で、疾病、負傷または老齢により日常生活を営むことに支障がある者の介護や、必要な世話を行うために勤務をしないことが相当であると認められる場合の休暇で、要介護者1人につき、1年に5日、要介護者が複数の場合は

最大10日取得することが可能となるものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第12号、小平市立学校出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第13号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第13号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

改正理由といたしましては、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律が施行されたこと、及び育児を行う職員の超過勤務の免除制度の新設に伴い、所要の条文整備を行うものでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

内野教育部理事、よろしく申し上げます。

○内野教育部理事

まず、子ども手当に関連した規程の改正について説明いたします。

本案は、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が施行され、「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」が成立したことに伴い、都費負担教職員に係る子ども手当の認定権限につきまして、東京都教育委員会の取り扱いと合わせ、所属の校長に委任するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、子ども手当は、0歳から中学校修了前の子どもを養育する者が対象でございまして、子ども1人につき月額13,000円を支給するものでございます。

施行期日は平成22年6月28日でございます。

続きまして、育児を行う職員の超過勤務の免除制度の新設に伴う改正について説明いたします。

本案は平成22年7月1日から施行される、育児を行う職員の超過勤務の免除制度につきまして、東京都教育委員会の取り扱いと合わせ、所属の副校長に係る超過勤務の免除に関する事務を校長に、副校長を除く都費負担教職員に係る超過勤務の免除に関する事務を副校長に、それぞれ委任するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、育児を行う職員の超過勤務の免除制度は、3歳未満の子のある職員が当該子を養育するために、請求した場合に、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務を免除する制度でございます。

施行期日は平成22年7月1日でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは質疑に移ります。御質問ございませんか。

—なしの声あり—

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第13号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。それでは11時まで休憩といたします。

午前10時37分 休憩